

委託仕様書（案）

1 業務名

令和8年度鴨川周辺（三条～四条）の魅力的な夜間景観づくり推進業務

2 目的

京都を代表する河川の一つである鴨川は、悠久の歴史の中で千年の都と京文化を育んできた川であり、今も大都市にあって清澄さを保ち、憩いや交流の場として多くの人に親しまれている貴重な都市空間である。

こうしたことを踏まえ、本市では「鴨川を中心としたまちづくり推進事業（以下、「本事業」とする。）」を進めており、令和7年3月に策定した、新京都戦略では、京都固有の町並みを次世代に「つなぐ」プロジェクトとして、京都特有の水辺環境や自然、文化など鴨川や高瀬川が持つポテンシャルを活かし、府市協調・公民連携でエリアの魅力を向上していくことを位置付けている。

鴨川の三条～四条間は周辺にランドマークとなる建築や橋梁を有し、市民の日常的な憩い、観光客が京都らしさを感じる空間として利用され、文化が育まれてきた場所である。一方で、夜間に暗がりが多く不安を感じるとの声や、ゴミの問題をはじめ、近年は利用に際して節度が不足している状況も見受けられ、景観面での魅力と利用者の安心感とを両立する、京都固有の価値観・品位に即した空間づくりが望まれている。

そのため、夜間における快適な公共空間の創出により、エリアの節度ある使い方や回遊性の向上を図ることを目的に、魅力的な夜間景観づくりに取り組むこととする。

3 実施業務及び実施場所

（1）詳細設計 川端通東側歩道（せせらぎの道）区間 A・B※

（2）照明設置 川端通東側歩道（せせらぎの道）区間 A※

※別紙「位置図」参照

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日（水）まで

5 業務概要

鴨川の三条～四条間の夜間照明整備については、令和7年度に右岸・左岸全体の整備方針（案）を作成し、左岸である川端通の東側歩道（せせらぎの道）及び西側歩道（花の回廊）について、基本設計を実施した。

本業務では、その基本設計の内容に基づき、川端通東側歩道（せせらぎの道）の詳細設計を行い、そのうち区間 A において照明設置を行う。

なお、詳細設計及び照明設置に従事するにあたっては、以下に示す留意事項を踏まえることとする。

<留意事項>

- ・ 基本設計では、令和6年度に実施した照明実験の結果を踏まえて、照明現況図、照明基本計画図（各照明器具の意図や仕様、数量）、配線概略図、照明器具一覧図、その他仕様検討資料を作成している。
- ・ せせらぎの道の歴史やデザインコンセプト等を踏まえること。
- ・ 別紙「鴨川周辺の夜間景観整備方針（案）」、「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」及び「京（みやこ）のみちデザイン指針」に基づく計画とすること。
- ・ 夜間だけでなく昼間の景観にも配慮して、照明器具や附属設備のデザイン・仕様・配置、ランドスケープ等を計画すること。
- ・ 道路交通や周辺施設の利用者、居住者等に対する光害対策などに留意すること。
- ・ 照明施設の維持管理に配慮すること。
- ・ 環境に配慮し、適切なエネルギー使用を心掛けること。
- ・ いたずら等への対応方法について検討し、歩行者等の安全性を確保すること。
- ・ 照明施設の設置について、護岸や擁壁の構造等に支障をきたさないこと。
- ・ 詳細設計を行うせせらぎの道のうち、区間Bの照明設置については、令和9年度以降、別途発注を行う業務にて実施するものとする。

<事業スケジュール>

～令和7年度	令和8年度（本業務）	令和9年度
・ 区間 A、B の基本設計	・ 区間 A、B の詳細設計 ・ 区間 A の照明設置	・ 区間 A の照明設置 （残範囲があれば） ・ 区間 B の照明設置

（参考）

- ・ 令和6年度の照明実験の結果
<https://www.pref.kyoto.jp/kamogawa/documents/dai67kaikamogawahuminnkaigisiryoku5.pdf>
- ・ 京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000296747.html>
- ・ 京（みやこ）のみちデザイン指針
<https://www.city.kyoto.lg.jp/menu4/category/58-3-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

6 詳細設計

（1）業務内容

ア 業務計画書の作成

企画提案書に基づき、デザインコンセプトや行程表を盛り込んだ詳細設計計画書を任意の様式で作成すること。

イ 詳細設計

(ア) 現況把握

発注者が提供する設計対象区間の図面や参考資料、現地調査により現況把握を行うこと。

(イ) 発注者との協議を踏まえ、以下の図書を作成すること。

- a 機器等の仕様が分かるもの
- b 単線結線、配管、配線の計画が分かるもの
- c 詳細図面（平面図、断面図、仮設計画図等、令和9年度に工事発注ができるもの）
- d 設計内訳書（令和9年度に工事発注ができるもの）
- e 数量計算書（令和8年度と9年度の区分を検証できるもの）
- f 各種設計計算書（照明施設等の設置に伴う周囲の構造物等の安全性の照査含む）
- g 概算工事費（令和8年度と9年度の区分を検証できるもの）
- h 維持管理上の留意事項
- i その他発注者が指示するもの

ウ 詳細設計条件

6に記載する留意事項の他、以下の条件によること。

(ア) 各種関係法令を満たす構造とすること。

(イ) 施設の仕様や設置位置等

- a 照明施設や付属設備等については、歩行者の通常利用などに支障のない位置へ設置すること。また容易に利用者などの手に触れることのないようにすること。
- b 設置する照明施設は、維持管理に十分配慮し、屋外での長期的な使用に耐えるものとする。
- c 事前にデザインの確認ができるよう、必要に応じてサンプルの取り寄せやモックアップの作成、仮設照明の設置を実施すること。

エ 関係者との協議等

本業務では、以下の関係者と協議、調整及び申請等が必要である。受託者は、これらの関係者との協議資料や申請手続資料の作成に協力し、必要に応じて、関係者との調整を実施すること。

(ア) 京都市の関係部署（東部土木みどり事務所など）

道路区域内にて、照明施設の設置、配線の埋設その他作業を行う場合などに道路占用や施工方法等に関する協議を行う。また、照明の仕様や設置位置等について、協議を行う。

(イ) 京都府の関係部署（京都土木事務所など）

河川区域内にて、照明施設の設置、配線の埋設その他作業を行う場合などに河川
占用や施工方法等に関する協議を行う。また、照明の仕様や設置位置等について、
協議を行う。

(ウ) 周辺の関係団体や本事業に関わる有識者等

照明の仕様や設置位置等について、協議を行う。

(2) 配置技術者関係

本業務を実施するにあたり以下の技術者を配置すること。

ア 業務の管理及び統括を行う業務責任者を配置すること。

イ 業務を遂行できる設計担当の技術者を配置すること。

(3) 打合せ

詳細設計を進めるにあたっては、発注者と適宜打合せを実施すること。

(4) 成果品の提出

以下の資料を提出すること。

ア 詳細設計計画書（7（1）ア）

イ 詳細設計成果品（7（1）イ（イ））

ウ その他監督員の指示する資料（官公庁への提出資料や本業務に係る打合せ記録等）

エ 上記の電子データ（CD・R 等に格納したもの）

(5) その他留意事項

ア 本業務におけるデザインなどに関する著作権その他の無体財産権はすべて本市に
帰属するものとする。

イ その他、疑義が生じた場合は、発注者と別途協議を行うこと。

7 照明設置

(1) 業務内容

ア 照明設置計画書の作成

企画提案書で示した内容及び「7 詳細設計」で作成した図書に基づき、契約金額の
範囲内で履行できる内容をまとめ、任意の様式で照明設置計画書を作成すること。計
画の作成に当たっては、工法、工事手順、品質管理、出来高管理、安全管理等を十分
検討すること。

なお、照明設置に充てる費用及び履行範囲については、提案書で示した内訳書及び
京都市の積算基準等を参考に、発注者と協議の上、決定する。

イ 照明設置

照明設置計画書に基づき、照明器具を設置し、必要に応じて、舗装や手摺の修景、
植栽の伐採、電源引込工事、分電盤等の設置工事、ケーブル等の配管・配線工事等
を行うこと。なお、舗装や植栽の伐採については、維持管理を行う京都市の関係部署と
調整の上、実施すること。

ウ 照明設置条件

6に記載する留意事項の他、以下の条件によること。

(ア) 作業時間については詳細設計と同様の関係者との協議により決定する。

(イ) 当初想定から照明施設の仕様や数量、設置手法等が変更になった場合においては、以下の分担に基づき、受託者の負担により対応すること。

<受託者の負担となるケース>

- ・事業者が取得すべき許認可の遅延
- ・事業者が行う調査、建設に関する近隣住民などへの対応
- ・事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気等）などへの対応

<受託者の負担とならないケース>

- ・本市が取得すべき許認可や予め調整すべき関係機関との協議による遅延
- ・事業の実施及び事業方針に関する住民反対運動、要望などへの対応
- ・地震などの自然災害その他の人為的な事象による損害
- ・本市の要望により設計内容の変更を行う場合
- ・その他不可抗力又は不測の事態によるもの

(ウ) 施設の仕様や設置位置等

現況に即したデザインとするため、必要に応じてサンプルの取り寄せやモックアップの作成、仮設照明の設置を実施すること。

エ 関係者との協議等

照明設置にあたっては、詳細設計と同様に、適宜、関係者と調整を実施し、7(1)

エ(ア)及び(イ)の関係者については、必要な申請や届出を行い、許可書等の写しを提出すること。なお、関係者との協議等に必要となる協議資料や申請資料等の作成は受託者にて行うこと。

オ 試験点灯

照明機器の設置完了後、詳細設計計画書や照明設置計画書、関係者からの意見等が適切に反映されているかを確認するための「試験点灯」を、発注者立会のもとで実施すること。

カ 安全管理

既存照明の交換を行う場合、設置完了までの期間、適宜、歩道の照度を確保するために必要な措置を講じること。

(2) 配置技術者関係

本業務を実施するにあたり以下の技術者を配置すること。

ア 業務の管理及び統括を行う業務責任者を配置すること。

イ 業務を遂行できる工事担当の技術者を配置すること。

(3) 打合せ

照明設置を進めるにあたっては、発注者と適宜打合せを実施すること。

(4) 成果品の提出

ア 本業務は電子納品対象案件とする。

イ 以下の資料を提出すること。

(ア) 承諾書

下記の書類については、提出を行い、承諾を受けてから、製作及び現場工事に施工着手すること。

a 各種設計計算書（詳細設計から変更が生じた場合）

b 製品の仕様や取扱が分かる材料承諾書

c 施工計画や据付け・組立方法が分かる図面等

d 単線結線・配管・配線図

e 試験点灯計画書

f 負荷リスト、ケーブルリスト

g その他監督員の指示する図書

(イ) 官公庁提出書類（該当がある場合）

(ウ) 竣工図面

(エ) その他発注者が指示するもの

8 その他

(1) 点灯セレモニーの補助

現時点では未定だが、当事業のPRとして「点灯セレモニー」を実施する場合は、発注者と協議の上、適宜、協力すること。

(2) 前金払い

前払金及び中間前払金については、京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱（以下「要綱」という。）によるものとする。

ア 前払金は、前払金請求書に保証証書を添えて、請求することができる。

イ 中間前払金は、請求することができない。

ウ 前払金として請求できる金額は契約金額の3割以内とする。

(4) 業務完了後の提出書類

ア 完了通知書

イ 納品書

ウ 請求書

エ その他本市が必要と認める書類

9 適用

- (1) 本業務のうち設計業務に係る部分に関しては「土木設計業務委託必携（令和8年2月京都市）」によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」
⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

- (2) 本業務のうち照明設置に係る部分に関しては「土木請負工事必携（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和8年4月）」によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」
⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>)

- (3) 受託者は、本業務の履行に当たり、関連法令及び本仕様書を遵守するとともに、個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、別紙「個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書」に従って取り扱うこととする。

位置図



赤線：区間 A（若松通～新門前通＋新門前通オープンスペース）

青線：区間 B（新門前通～白川筋＋白川筋オープンスペース）